

## (試験の方法)

第10条 試験は筆記試験、口頭試験または実技試験で行うが、科目によっては、レポートまたは、課題の提出によって試験に代えることがある。

## (成績評価)

- 第11条 1. 各科目について出席率、授業態度、臨時及び定期試験の成績、レポート並びに課題の成績を総合的に勘案し、次項に定める4段階評価とする。
2. A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。
- |           |       |
|-----------|-------|
| A…100～80点 | } 合格  |
| B… 79～70点 |       |
| C… 69～60点 |       |
| D… 59～ 0点 | — 不合格 |

## (卒業・進級判定基準)

第12条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

各年次57単位以上を修得した者は進級・卒業することができる。

上記に該当しない者は卒業・進級判定会議により最終決定する。

出席率	定期試験	成績評価	合否	進級・卒業判定
66.7% 以上	100～80点	A	合格	各年次 57 単位以上を 修得した者
	79～70点	B		
	69～60点	C		
	59～0点	D	不合格	

※上記以外の者は原級留め置きとする。

## (試験に関する注意事項)

第13条 試験については次のことを守らねばならない。

1. 試験場では、学生証を携帯し監督者の点検を受けなければならない。
2. 試験場では、静粛にし、私語は一切許さない。
3. 試験場では、一切の物品の貸借を許さない。用具その他はすべて各自のものを使用しなければならない。
4. 全ての定期試験においては試験実施日に指定された期日、時間以後は受験できない。試験開始後の入場及び退場については、その都度監督者の指示に従うこと。
5. 事故や公欠等のやむを得ない理由で受験できなかった者は本校所定の欠席届に必要な事項を記入し、事由を証明する書類（診断書・事故証明、就職活動に費やしたための証明書等）を添付して、すみやかに教務部に提出しなければならない。
6. その他必要事項についてはその都度、掲示によって指示する。